

ブルガリア

主要データ

国名〔英名〕	ブルガリア共和国〔Republic of Bulgaria〕
面積(km ²)	110,879
海岸線延長(km)	354
人口(百万人)	7.0
人口密度(人/km ²)	62.8
GDP(bUS\$)	56.94
一人当り GDP(US\$)	8,068.01
主要鉱産物：鉱石	銅、鉛、マンガン、モリブデン、ビスマス、銀、亜鉛
主要鉱産物：地金	銅、鉛、亜鉛
鉱業管轄官庁	エネルギー省(the Ministry of Energy)
鉱業関連政府機関	-
鉱業法	地下資源法 (Underground Resources Act) (1999年発効)
ロイヤルティ	政府が承認した方法に従って決定される料金 (外国人に支払われるものは10%の源泉徴収税の対象)
外資法	外国会社法 (the Offshore Companies Act)
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境保護法 (the Environmental Protection Act) 廃棄物管理法 (the Waste Management Act) 保護地域法 (the Protected Areas Act) 生物多様性法 (the Biodiversity Act) 水法 (the Water Act)
鉱業公社	-
鉱業活動中の民間企業	Dundee Precious Metals Inc.、Aurubis AG 等

1. 鉱業一般のトピックス*

ブルガリアは、ルーマニアからセルビアを経由してブルガリア、トルコ、そしてイランに至る長さ1,500 kmのBanat火成活動-鉱床生成帯に位置している。本鉱床生成帯は白亜紀後期のカルクアルカリ岩系列の火成弧であり、ヨーロッパで唯一の世界クラスの斑岩型銅鉱床を含む様々な火成活動に関連した銅、金、モリブデン、亜鉛、鉛及び鉄鉱床が賦存する。Banat最南端(ルーマニア)に位置するTimok(セルビア)及びSrednagora(南西ブルガリア)の鉱床ベルト中央部には、斑岩型銅(金)モリブデン鉱床と密接に関連した高硫化型浅熱水性の塊状硫化物鉱床が多く存在する。これらの地区は、ルーマニアのMoldova Noua、セルビアのMajdanpek、Veliki Krivelj及びBor、ブルガリアのElatzite、Assarel及びChelopech等の操業鉱山を含んでおり、重要な鉱山地域となっている。鉱床ベルトの両端部であるブルガリア東部とルーマニアでは主に、より多くの(そして大部分は過去に採掘された)スカルン型多金属鉱床が胚胎する。

ブルガリアの鉱業は、国の経済の重要な構成要素であり、国内の既存の銅製錬所と密接に関わっている。現在操業中の銅鉱山が位置するTethyan Belt地域には、銅鉱化のポテンシャルがある。同国における重要な銅・金探査は、その大部分が、1970~1990年までの間に国と国営企業によって実施された。最近の探査は、外国投資家を含む民間企業によって実施されており、主に低硫化型浅熱水性鉱床や貫入岩に関連した金鉱床に集中している。

2. 鉱業政策のトピックス*

1989年の独裁政権崩壊後、1999年にブルガリアで初めて制定された地下資源法は、その後、EUの方針と法律に準拠するため修正された。ブルガリアは、均一税率10%の法人税制度を適用し、有利なコスト環境の中で経験豊富で優秀な鉱業専門家を提供するEU加盟国の一つである。

同国の鉱物探査・探鉱及び採掘は、主としてこの地下資源法によって規制されている。さらに、環境保護、職場での労働安全衛生、課税、外国投資など、鉱業のさまざまな特定の側面に影響を与える法律は他にも多数存在する。民間企業は、探査・探鉱権及び採掘権の付与を受けた場合に限り、鉱物資源などの公有財産を利用することができる。現在、外資系鉱山企業が関心を集め新たな探鉱プロジェクトに着手しており、現地子会社や合併事業のパートナーシップを通じて事業が行われている。

探査・探鉱及び採掘の規制計画は、ロイヤルティ制度に基づいており、鉱物資源の探査・探鉱及び採掘を希望する者は、本国及び地方自治体へのライセンス料／ロイヤルティの支払いを対価として権利を取得する必要がある。鉱物の所有権は、租税とロイヤルティの支払い義務を条件として、採掘権保有者に外見上移転する。企業利益に対する課税率は10%である。ほとんどの商品や役務には20%の付加価値税（VAT）も課される。

ブルガリアにおいて、探査・探鉱権は政府の事前承認に基づきエネルギー大臣が発行する。なお、大陸棚及び排他的経済圏並びに石油及びガスの探査・採掘権は、エネルギー大臣の提案に基づく政府の事前承認に基づき、同大臣が発行する。採掘権はエネルギー大臣の提案に基づいて政府の承認によって発行される。このように、ブルガリアの鉱業権は中央集権型体制が採られている。これは、政府が常に最終決定を下すことを意味する。

2002年環境保護法は、環境行政当局に対し、欧州生態系ネットワーク Natura 2000との適合性について探査・探鉱及び採掘プロジェクトを精査及び評価するよう要求するとともに、ほとんどすべての採掘活動が環境影響評価（EIA）の対象となる旨を規定している。このように、環境省及び地域環境検査官は地域の環境許可当局として、探査・探鉱及び採掘に関連して、共同当局として頻繁に関与する。付与手続に関与するその他の関連共同当局には、国防省、内務省、国家安全保障局、文化省、及び地方自治体が含まれる。

許可に関する主な問題には、エネルギー省における申請や探査・探鉱契約締結の処理に時間がかかることや、環境保護活動家や地域社会の代表者が鉱物資源の探査・探鉱権及び採掘権を訴える環境立法の施行に矛盾があることが含まれ、これらは鉱業界における新規事業の開始を大幅に遅らせる可能性がある。

3. その他トピックス

2020年7月24日付けのプレスリリースによると、独 Aurubis 社は、バリューチェーン全体で銅が責任ある形で生産されていることを保証する業界の枠組である「The Copper Mark」を採用し、Aurubis Bulgariaの製錬所で初となる「The Copper Mark」の承認プロセスを開始したと発表した。誓約書に署名した後、同社の製錬所は6か月間の自己評価を行うこととなる。次のステップとして、署名後12か月以内に外部監査機関による独立審査が行われる。その後、再評価が3年ごとに行われる。同社サステナビリティマネージャーの Kirsten Kück氏は、「The Copper Markへの参加は任意だが、我が社にとっては非常に前向きな利点がある。例えば、世界中に影響力のあるLMEは2023年末までにLMEで取引される金属に対してサステナビリティ基準を要求している。The Copper Markは我々にとってLME基準を満たすことにも資する。」とコメントした。

(2020.12.1 ロンドン事務所 遊佐茂雄)